

令和7年3月11日
国土交通省関東地方整備局
江戸川河川事務所

江戸川河川敷の不法占用物件に対し、行政代執行を実施します

江戸川河川事務所は、江戸川の河川区域内の適正化を図るため、国有地上に設置されたコンテナ、その他工作物に対し、行政代執行法に基づく行政代執行を実施します。

今回対象となる物件については、これまで行為者に対し是正指導等実施してまいりましたが、今日に至るまで是正されないままとなっています。

これら物件が、長年に渡り、河川管理上の支障となっているため、行政代執行により撤去するものです。

1. 対象物件

- (1) コンテナ1基（コンテナ内の物件を含む）
- (2) その他工作物

2. 行政代執行の概要

- (1) 実施予定日 令和7年3月12日（水）（9時15分開始予定）
※天候により変更の可能性があります。
- (2) 場所 千葉県市川市妙典6丁目地先（江戸川右岸1.9km付近）
- (3) 代執行の内容 上記対象物件の撤去及び保管場所への運搬
- (4) 保管場所 東京都江戸川区東篠崎町250地先（江戸川河口出張所敷地内）

3. その他

現地の取材は可能ですが、当日の天候等の状況により延期する場合があります。

なお、一部の区域は、安全管理上立入を禁止させていただきますので、あらかじめご了承ください。

※現地の取材をされる方は、現地本部で必ず受付をするようにお願いします。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 千葉県政記者会 都庁記者クラブ
市川新聞記者会 (市川市) 地元紙記者会

<問い合わせ先>

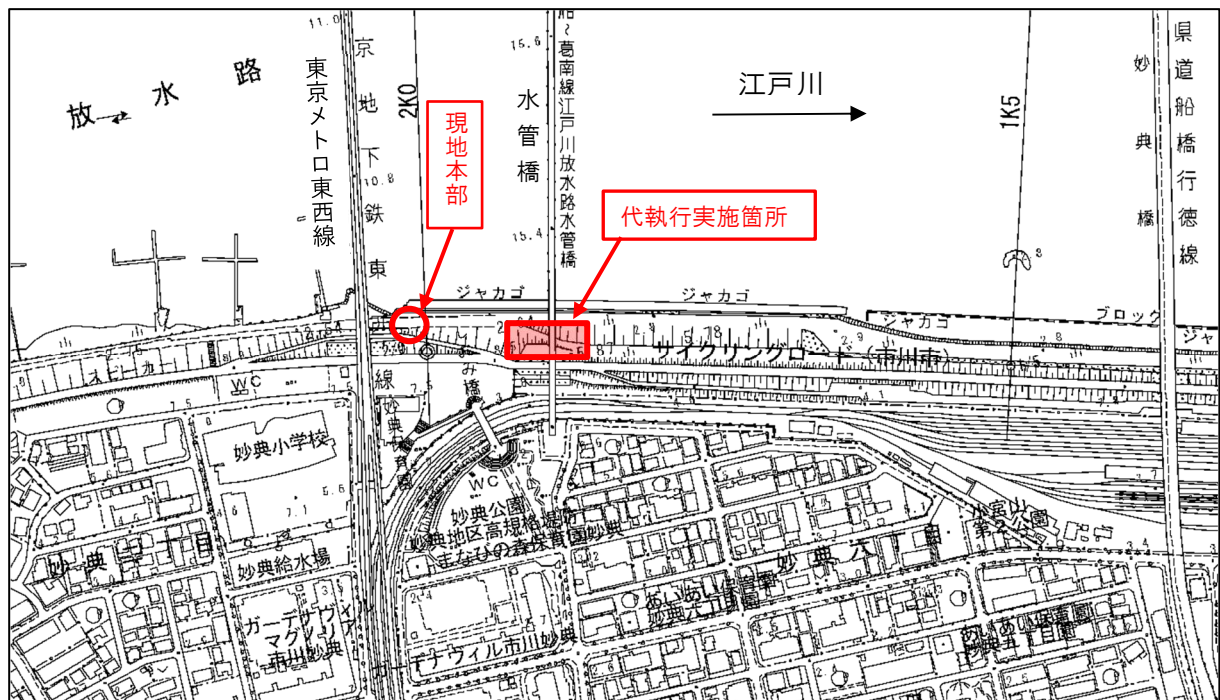
関東地方整備局 江戸川河川事務所

電話：04-7125-7311（代表） F A X：04-7123-7347

副所長 齊藤（さいとう）

占用調整課長 曾根（そね）

位置図



対象物件

- (1) コンテナ1基 (コンテナ内の物件を含む)



- (2) その他工作物



- 東京メトロ東西線「妙典駅」から徒歩約15分。
- 現地に駐車場はありません。